

事業事前評価表

国際協力機構中南米部中米カリブ課

1. 基本情報

- (1) 国名：エルサルバドル共和国（エルサルバドル）
- (2) プロジェクトサイト／対象地域名：国内全域
- (3) 案件名：人材育成奨学計画

The Project for Human Resource Development Scholarship

G/A 締結日：2023年12月22日

2. 事業の背景と必要性

- (1) 当該国における中核人材育成分野の現状・課題及び本事業の位置付け題及び本事業の位置付け

エルサルバドルにおいては、各開発課題を取り扱う政府機関・関係省庁の職員・組織・制度・財政のキャパシティが、取り組むべき課題に比して総じて不足しているという現状がある。したがって、いずれの援助重点分野においても、行政能力の向上と制度構築が最大の課題であり、本邦大学院への留学による行政官等の育成が期待されている。

1) 行政能力の向上及び制度構築

エルサルバドル政府は、中期計画などを定めておらず、2019年に行われた大統領選挙の際のブケレ大統領の選挙公約である「クスカトラン計画」が実質的な国家戦略となっている。同国の経済成長率は新型コロナウイルス感染の影響を受け-8.6%（2020年世銀）に落ちこんだが2021年は前年度の反動もあり10.3%を記録した。分野横断的な課題として、各開発課題を取り扱う政府機関の行政能力の向上及び適切な制度構築が挙げられており、その解決のための支援として当事業が位置付けられる。

2) 民間セクター強化に向けた制度構築及び人材育成

「経済の活性化と雇用拡大」に関し、「クスカトラン計画」政策では「公共セクターのプロフェッショナル化」が掲げられている。公務員の人材育成を行う本事業は、現政権の主要戦略と連携している。更に本事業は、我が国の知見を基にエルサルバドル行政官の人材育成を行い、取り組むべき開発課題における政策運営能力の向上に資するものである。本事業は、我が国の知見を基にエルサルバドル行政官の人材育成を行い、取り組むべき開発課題における政策運営能力の向上に資するものである。

- (2) 中核人材育成分野に対する我が国及びJICAの協力方針等と本事業の位置

1) 経済の活性化と雇用拡大

対エルサルバドル共和国国別開発協力方針（2022年4月）において、「自立的かつ持続的な開発の促進」を基本方針とし、「経済の活性化と雇用拡大」、「持続的開発のための防災・環境保全」、「包摂的な開発の促進」を重点分野として定めている。

2) 我が国及びJICAの協力方針・分析

対エルサルバドル開発課題「運輸・交通及び沿岸開発」「経済活性化のための産業振興」に合致する協力である。

3) 民間セクター強化に向けた制度構築及び人材育成

エルサルバドルにおいては、各開発課題を取り扱う政府機関・関係省庁の職員・組織・制度・財政等の能力・体制が、取り組むべき課題に比して総じて不足しているという現状がある。したがって、いずれの協力重点分野においても、行政能力の向上と制度構築が最大の課題であり、その中核となる行政官等の育成が期待されている。本事業は、質の高い教育の確保を目指すSDGsゴール4に貢献するものであり、本事業の実施を支援する必要性は高い。

(3) 他の援助機関の対応

同国において類似事業を実施する主なドナーとして、韓国、チリ、タイ、メキシコ、ドイツ等が挙げられる。

3. 事業概要

(1) 事業概要

① 事業の目的

エルサルバドルの政府の中枢において活躍し得る若手行政官等が本邦大学院において学位（修士・博士）を取得することを支援することにより、当国の開発課題解決のための人材の育成及び我が国と当国政府との人的ネットワークの構築を図り、もって当国の開発課題の解決及び人材面からの二国間関係の強化に寄与するもの。

② 事業内容

本事業は、中央政府の若手行政官等を対象に1期あたり最大7名（修士課程6名、博士課程1名）の留学生が、本邦大学院において、エルサルバドルにおける優先開発課題の分野での知識の習得を目的として留学するのに対して、必要な経費を支援するもの。また、優先課題へより具体的に対応するべく4期分の計画を事前に策定し、同一大学にてより戦略的・効果的な受入を同期間継続的に実施する。なお、本年はその第1期第4年次事業として実施するものである。

③ 本事業の受益者（ターゲットグループ）

学位（修士・博士）を取得する若手行政官等7名/期となる。（ジェンダー平等

と女性のエンパワメントの推進のため、女性行政官の参加や能力向上を促進する取り組みを行う）

（2）総事業費

198 百万円（概算協力額（日本側）：198 百万円）

（3）事業実施スケジュール（協力期間）

2023 年 7 月～2028 年 3 月を予定（計 57 カ月）。

（4）事業実施体制

本事業の円滑な実施のために、エルサルバドルにおいて運営委員会を設置する。運営委員会は、以下のとおり、エルサルバドル政府関係者及び日本側関係者で構成し、次年度の方針に係る協議への参加や留学生最終候補者の決定等を行なう。

①運営委員会の構成：大統領府イノベーション局、外務省開発協力局、在エルサルバドル日本国大使館、JICA エルサルバドル事務所

（5）他事業、他援助機関等との連携・役割分担

1) 我が国の援助活動

留学生は、SDGs グローバルリーダー（長期研修）を通じて教育分野を対象とした人材育成を行なっている。

2) 他援助機関等の援助活動

該当なし。

（6）環境社会配慮

① カテゴリ分類：C

② カテゴリ分類の根拠：本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2022 年 1 月公布）上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

（7）横断的事項

特になし

（8）ジェンダーフィルタリング：

【ジェンダー案件】「GI (S) ジェンダー活動統合案件」

＜活動内容/分類理由＞

留学生募集時に女性の応募勧奨を行い、キャリア形成に向けた研修等を通じて、自国の課題解決に向けてリーダーシップを発揮できる女性行政官の育成を推進するため。

（9）その他特記事項

特になし。

4. 事業効果

(1) 定量的効果

成功指標		基準値 (2023年実績値)	目標値(2029年) (事業完了1年後)
留学する学生数(名)	修士	0	6
	博士	0	1
留学生の学位取得率(%)	修士	0	95
	博士	0	65

(注) 博士課程については、原則として過去に本事業で修士学位を取得した者の中から複合的な条件に合致する人材がいる場合のみ受け入れる。

(注) 学位取得率については、4期分の計画全体における目標値とする。また、下記5.に記載する外部条件が得られることにより達成できなかった事例については母数に含めない。

(注) 学位取得率の目標値について、修士の学位取得率は、2015年、2019年に実施した基礎研究にてJDS各国の学位取得率を確認し、最も低い国が95%程度であるため、最低限満たすべき目標として全対象国共通で95%を設定する。博士の学位取得率は、2020年度、2021年度の博士課程修了者の実績を踏まえ、最低限満たすべき目標値として全対象国共通で65%を設定する。

(注) 現職率、役職率等の帰国後の留学生の活躍状況に関しては、JICAで定期的に(4年に1回目途)に実施する本事業に関する基礎研究において確認する。

(2) 定性的効果

- ・本計画の実施により、若手行政官等が我が国において学位(修士・博士)を取得し、各対象分野の課題解決に資する専門知識等を習得する。
- ・これら若手行政官等が帰国後、課題解決のための計画策定、政策立案に貢献し、所属組織等においてリーダーシップを発揮することで、当該組織が機能強化される。
- ・留学生受入れによる、二国間の相互理解及び友好親善関係の構築、受入れ大学等の国際競争力の強化、国際的な知的ネットワークの強化に資する。

5. 前提条件・外部条件

(1) 前提条件

特になし。

(2) 外部条件

- ①同国政府の人材育成に対する政策が変更されない。
- ②留学生本人が病気や事故等のトラブルにあわずに勉学を全うできる。
- ③留学生が帰国後に復職できる

6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

過去の人材育成奨学計画において、訪日留学生選定の対象省庁が少ないために優秀な留学生の確保が十分とはいえない例もあり、対象省庁を拡大するなどして、帰国後の活躍がより見込まれる優秀な留学生候補を選定できるよう工夫する。

7. 評価結果

本事業は、当国の開発課題・開発政策並びに我が国及び JICA の協力方針・分析に合致し、我が国の知見を基にエルサルバドル行政官等の人材育成の推進を通じて、取り組むべき開発課題における政策運営能力の向上に資するものであり、SDGs ゴール 4 「万人の包摂的で衡平な質の高い教育の確保、生涯学習の機会の促進」に貢献すると考えられることから、事業の実施を支援する必要性は高い。

8. 今後のモニタリング計画

(1) 今後のモニタリングに用いる指標

4. のとおり。

(2) 今後のモニタリング取りまとめ時期

4. (1) に記載の目標年。ただし、定性的効果については、4 年に一度調査を行い、取りまとめる。

以 上